

令和4年度  
(2022年度)

第2回  
高崎市国民健康保険事業の  
運営に関する協議会会議録

令和5年1月26日開催

高崎市市民部保険年金課



## 令和4年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第2回）

1 日 時 令和5年1月26日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

### 3 議 事

#### （1）報告事項

- ① 令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- ② 国民健康保険制度改正について

#### 出席委員

- ・ 被保険者代表 中村 真由美・岡田 恵子・續木 美和子・小田澤 道子・今井 隆
- ・ 保険医又は  
保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・林 信義・黒田 真右・井田 順子、  
山本 敬之
- ・ 公益代表 中島 輝男・根岸 赴夫・樋口 哲郎・後藤 彰・丸山 覚、  
湯浅 弘子
- ・ 被用者保険等  
保険者代表 星野 浩一・小林 謙五・齋藤 敦匡

欠席委員 須藤 敦子（被保険者代表）

保険者代表 市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長  
会議に参加したもの 倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長  
群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長  
榛名支所市民福祉課長・吉井支所市民福祉課長  
保険年金課国保担当係長・保険年金課資格賦課担当係長2名  
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長  
健康課健康づくり担当係長

事務担当 保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

それでは、次第の5「議事」に移りたいと存じます。

これからの議事の進行につきましては、本協議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長になることになっておりますので、中島会長に議事を進めていただきたいと思います。それでは、中島会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、議事を進行していきたいと思っております。まずは諸般の報告をいたします。

本日は、須藤委員から都合により欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、本協議会につきましては、高崎市情報公開条例に基づき公開としておりますのでご承知おきください。会議開催の事前公表につきましては、1月1日号の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っております。

次に、本日の会議録署名委員ですが、保険医代表の有賀委員と公益代表の丸山委員を指名いたします。両委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思っております。本日の会議は報告事項が2件ございます。

はじめに、報告事項①「令和5年度(2023年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」でございます。事務局より説明をお願いします。

(保険年金課長)

保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

それでは、報告事項①「令和5年度(2023年度)高崎市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」についてご説明いたします。資料の1ページ目をお開きください。こちらの表は「令和5年度当初予算(案)」と「令和4年度当初予算」を比較したものでございまして、上段が歳入、下段が歳出を記載した総括表となっております。また、1枚おめくりいただいた2ページと3ページには、歳入・歳出それぞれの項目の説明を記載しております。

令和5年度の予算案の総額でございますが、1ページの表の一番下に記載してございますとおり、347億5,910万4千円、前年度と比べまして7億108万円、率にしまして約2.1%の増となっております。各項目の詳細につきましては、次ページ以降でご説明いたしますので、2ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入の区分1「国民健康保険税」でございます。全体で64億8,666万9千円を計上しております。前年度と比べまして9,355万7千円、率にいたしまして約1.4%の減となっております。減少の要因でございますが、主に被保険者数の減少に伴い、税収も減少したものでございまして、令和5年度の被保険者数を前年度から1,900人程度の減少と見込んでございます。

ここで、別にお配りしている別紙資料の1ページをご覧くださいと思います。上段の「(1)被保険者及び世帯の推移」のグラフは、本市の国保被保険者数と世帯数の推移を表したものでございまして、青が被保険者数、赤が世帯数を示しているものでございます。ご覧のとおり、毎年

右肩下がりに減少している状況がおわかりいただけるかと思えます。被保険者数の主な減少要因といたしましては、先ほど挨拶の中でも若干触れていたと思えますが、団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療に移る人が多くなっていること等が大きな影響を与えているものと考えてございます。

続きまして、資料をお戻りいただきまして区分4「県支出金」でございます。まずは「普通交付金」でございます。こちらは3ページの歳出の区分2「保険給付費」のうちの「出産育児一時金」と「葬祭費」、これらを除いた経費につきまして全額県から交付されるものでございまして、238億8,391万8千円を計上しております。前年度と比べまして6億3,926万1千円、率にいたしますと約2.8%の増額となっております。主な増加の要因でございますが、被保険者数の減少以上に1人当たりの医療費が増加したことによりまして、増額となったものと考えてございまして、この詳細につきましては、後ほど歳出の保険給付費のところでご説明させていただきたいと思えます。

次に「特別交付金」でございます。こちらは各市町村の財政状況やその他の特殊要因、それから事業の取組状況等に応じて交付されるものでございまして、合わせて4億9,452万2千円を計上しております。それぞれの交付金の説明でございますけれども、「保険者努力支援分」は医療費適正化や予防・健康づくり等に適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいる市町村に対して、評価に応じて交付されるものでございます。また、「特別調整交付金」につきましては、地域の実情や特別事情等に応じまして交付されるもの、また「県繰入金」につきましては、定率交付に加えまして、収納率やレセプト点検効果率など、こういったものを各市町村の努力に応じた実績評価によって交付されるものでございます。そして「特定健康診査等」は、特定健康診査や特定保健指導への取り組みに対して交付されているものでございます。

続きまして、区分6「繰入金」でございます。まず「保険基盤安定繰入金」でございますが、こちらは国保税の軽減措置の減額相当分、それから低所得者数に応じて国・県・市から支援いただくものでございまして、17億557万5千円を計上してございます。

続きまして「未就学児均等割保険税繰入金」でございます。こちらは令和4年度から実施となりました未就学児の均等割の軽減措置により、5割軽減された未就学児の均等割減額分の相当額を国・県・市から支援していただくものでございまして、1,684万円を計上しております。

次に「一般会計繰入金」でございます。こちらは繰入れのルールに基づいた事務費等に係る一般会計からの繰入金でございまして、6億4,412万円を計上してございます。

続きまして、「基金繰入金」でございます。納付金や保健事業などに要する費用について、保険税収入等だけでは賄えない分を補填するために国民健康保険基金を活用させていただくものでございまして、13億9,952万7千円を計上しております。

続きまして、区分8「諸収入」でございます。こちらは延滞金や第三者納付金等を受け入れるものでございまして、実績から推計し、1億2,510万8千円を計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに、区分1「総務費」でございます。こちらは「総務管理費」や「徴税费」等の人件費や事務的な経費を計上してございまして、4億4,345万4千円を計上してございます。

続きまして、区分2「保険給付費」でございます。こちらは240億281万4千円を計上しております。前年度に比べますと、6億4,291万5千円、率にしまして約2.8%の増となっております。ここで、別紙資料をご覧くださいまして、1ページ下段の「(2)一人当たりの療養諸費用額の推移と世代別比較」のグラフをご覧ください。こちらのグラフは、被保険者1人当たりの療養諸費の費用額をお示ししたものでございまして、その額は令和2年度を除きまして年々伸びている状況がわかるかと思えます。主な増加の要因といたしましては、高齢化、それから医療の高度化等が影響しているのではないかと考えております。なお、令和2年度に限っては減少となっておりますけれども、これはコロナ禍による「受診控え」が顕著な時期であったことに起因する特殊事情と考えてございます。令和5年度予算の保険給付費では、団塊の世代の後期高齢者医療への移行等により被保険者数は減少を見込んでおりますが、それ以上に医療費の伸びの予測が大きいために、結果として保険給付費の見込額が全体的に増加したものでございます。主な項目といたしましては、資料を戻っていただきまして、保険給付費のいちばん上「療養給付費」、こちらが203億8,051万8千円、前年度比約5億4千万円、率にしまして約2.7%の増、その3項目下の「高額療養費」が32億5,006万6千円で、前年度比7,665万円、率にしまして約2.4%の増となっております。

続きまして「出産育児一時金」でございます。国の方針によりまして、令和5年度から現行の42万円から50万円に増額する予定となっております。令和5年度予算では引き上げ後の額で計上してございます。制度改正の詳細につきましては、報告事項②の中でご説明させていただきます。

次に、「傷病手当金」でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、被用者に対して支給するものでございまして、実績等を考慮して計上してございます。

続きまして、区分3「国民健康保険事業費納付金」でございます。こちらは、国民健康保険事業の運営主体である群馬県が、保険給付に要する費用や後期高齢者支援金等の支払いに充てる財源の一部として市町村から徴収する納付金でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせまして、99億4,123万7千円を計上してございまして、前年度に比べまして5,799万円、率にしまして約0.6%の増となっております。なお、納付金の算定につきましては、このあと改めてご説明させていただきます。

続きまして、区分4「保健事業費」でございます。こちらは、特定健康診査及び特定保健指導に係る事業費、それから保養施設利用補助金、人間ドック検診費補助金などの経費を計上しているものでございます。

その他、各項目については、所要の額を計上させていただいております。

以上で、令和5年度予算(案)の各項目についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、「国民健康保険事業費納付金等の算定について」、こちらの説明を続けさせていただきたいと思っておりますので、資料の4ページをご覧くださいと思います。

平成30年4月に国民健康保険事業の広域化、都道府県化が始まって以降、保険給付費の財源といたしまして、市町村が都道府県に納める「納付金」と、その納付金の財源になる国民健康保険税の税率を市町村が決定する際に参考とする「標準保険料率」が、都道府県から市町村に示されることとなっております。これらの納付金、それから標準保険料率は、算定に必要な係数が国

から示され決定されることとなりますけれども、昨年12月末に令和5年度の係数が示されたことを受けまして、算定結果が県から示されましたので、ご報告させていただくものでございます。なお、(1)の「群馬県における納付金等の算定の流れ」につきましては、決定までの過程を記載したものでございますけれども、本日は説明を省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、下段の「(2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果」をご覧ください。①の表ですけれども、本市に示された納付金額の算定結果でございまして、先ほどの説明にもありましたが令和5年度の納付金は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて99億4,123万3,595円となっておりまして、5,798万9千円ほどの増加でございまして、納付金の内訳でございまして、「医療給付費分」につきまして約1億円減少してございまして、先ほどの説明では医療給付費は伸びているということでしたけれども、令和5年度の算定では、医療給付費の伸び以上に、前期高齢者交付金など県への公費の歳入が増加したことにより、納付金が減少したものと考えております。また「後期高齢者支援金等分」、それから「介護納付金」につきましては、国が示した負担見込額を基に算定されているものでございます。

続きまして、5ページ「②激変緩和措置による納付金の減額」をご覧ください。群馬県では、平成28年度に制度が施行されていたものと仮定した場合の納付金相当額をベースにいたしまして、各年度の納付金算定額を比較しまして、一定割合以上に負担が上昇する市町村に対して、国と県で公費を投入する「激変緩和措置」を行っております。令和5年度におきましては、納付金相当額比が、「県平均の伸び率に5%を加えた率」を超えた市町村が対象となっております。本市の状況でございまして、(三)の「納付金相当額比」に記載のとおり、いずれも括弧に記載されている一定割合である「県平均の伸び率+5%」を超えておりませんので、令和5年度においても激変緩和措置の対象とはなってございません。ここで、再度、別紙資料をご覧ください。2ページの上段「(3) 一人当たりの国保事業費納付金と激変緩和措置額の推移」のグラフをご覧ください。こちらのグラフは、1人当たりの納付金の額と激変緩和措置額の推移を表したものでございまして、青色の棒グラフは「激変緩和措置後の1人当たりの納付金の額」、赤色の折れ線グラフが「本市に交付される激変緩和額」の推移を表したものでございまして、ご覧のように本市では令和3年度以降は激変緩和措置の適用とはなってございません。

続きまして、資料を再度お戻りいただきまして、5ページ下段の「③標準保険料率」をご覧ください。こちらは、群馬県から示された「標準保険料率」でございまして、標準保険料率とは「県が試算した各市町村の納付金の支払いを満すためには、このくらいの税率で課税をしないと収入が不足します」といったことを示している参考の数値となっておりますけれども、本市の令和5年度の標準保険料率は、表に記載のとおりでございまして、本市税率と比較していただくとおわかりいただけるかと思いますが、本市の現行税率は、すべての項目で標準保険料率より低い設定となっている状況でございまして、ここで、別紙資料の2ページ下段の「(4) 標準保険料率と現行税率の比較」のグラフをご覧ください。こちらのグラフは、一例として「40代の夫婦と就学児2人の世帯で給与収入が約420万円」のモデル世帯での税額の試算結果を表しているものです。青色が本市の現行税率による年税額で、赤色が標準保険料率による年税額となっており

ざいまして、本市国保の被保険者の税負担につきましては、標準保険料率による税負担よりも低く抑えられていることがお分かりいただけるかと思えます。なお、国保の税込不足分につきましては、これまでどおり、被保険者の負担増にならないよう現行税率を維持いたしまして、国民健康保険基金を取り崩して補うこととしてございます。

今年度におきましては、コロナ禍での基金残高の状況などを総合的に勘案いたしまして、中期的な安定経営の堅持を念頭に税率の引き下げを行ったところでございますけれども、今後、引き下げ後の国保財政状況を見極めるとともに、国の医療制度改革等の動向を見ながら、引き続き安定経営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、報告事項①の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びに意見等がありましたらお願いします。

(A委員)

2点ほど質問させていただければと思います。

1点目が予算の関係でございまして、歳入のところで「特別交付金」というのがあろうかと思えます。1ページ目を見ますと、令和5年度当初予算額と令和4年度の当初予算額を比べますと、対前年比で230万円ほど交付金が増加されるというような予算の額でして、2ページ目を見ますと、特別交付金といいますのが「運営努力に応じた交付金」ということになっております。それからしますと、高崎市さんの国保の運営努力が良い方向に向いているのかなというふうにも拝見できるのですが、その辺の状況っていうのを教えていただければと思います。これが1点目になります。

(保険年金課長)

こちらの「保険者努力支援分」につきましては、医療費の適正化に係る取組み、収納率の向上に係る取組み、こういったものについて県内市町村に交付されるものですが、この算定については、もとは県の納付金・標準保険料率を算定する際に県のほうで見込まれて計算するわけですが、それにあたってそれぞれの市町村の秋時点の今後の取組み等々を確認した上で算定した結果になるわけですが、その中でこうした形で増額になっているということは、そういう評価がされているものと考えてございます。以上です。

(A委員)

ありがとうございました。

もうひとつがですね、納付金の算定の関係なのですが、6ページのところの「留意事項」ということで、いくつか書いてございますけれども、最後のところに収納率のことの記載があったと思えますけれども、標準的な収納率の設定がありまして、それと実際の高崎市さんの収納率というところでのことが少し触れられているのかなと思っているのですが、その辺の高崎



市さんの収納率の状況というのを、もし数字等がわかれば教えていただければなと思います。以上になります。

(保険年金課長)

6 ページに記載されております「標準的な収納率90%」、これは県が納付金を算定する際に、県内の市町村を人口規模別にそれぞれの規模に応じた率を仮定しまして、納付金を算定する際の基準ということで、高崎では90%にあたることになるということとして、実際、高崎の今回の予算編成での収納率の見込みとすると、95.41%というパーセントで、高崎市の収納率は12市の中でも高いほうにある状況となっています。以上です。

(A委員)

ありがとうございました。

(議長)

ほかにありませんか。

ないようですので、報告事項①についての質疑を終結いたします。

次は、報告事項②「国民健康保険制度改正について」でございます。事務局より説明をお願いします。

(保険年金課長)

それでは「報告事項② 国民健康保険制度改正」につきましてご説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。

はじめに、地方税法施行令の一部改正に伴う変更でございまして、以下の2点が予定されております。公布はいずれも令和5年3月末の見込みとなっております。

まずは「(1) 国民健康保険税の限度額について」でございます。国民健康保険税は、負担額に一定の上限が設けられております。これは平成25年12月に成立いたしました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「社会保障改革プログラム法」で、負担の公平性の観点から、国保税の上限額に達する世帯の割合を、国民健康保険法を除く医療保険各法における標準報酬月額等の最高等級に達する割合に合わせるために、限度額を段階的に引き上げ、その割合を1.5%に近づける、こういった方針が示されているところでございまして、令和5年4月から表に記載のとおり後期高齢者支援金等分で2万円の引き上げが予定されているというものでございます。

続きまして「(2) 国民健康保険税の軽減措置について」でございます。こちらは低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の基準に関する変更でございまして、地方税法施行令に準じまして、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じまして国保税の均等割額と平等割額について7割・5割・2割を軽減する措置が設けられてございますけれども、限度額と同様に、今後の地方税法施行令の一部改正により見直されることから、改正するというものでございまして、令和5年度からの具体的な変更点につきましては、表に記載のとおり、5割軽減と2割軽減の基準額が

引き上げられます。5割軽減の判定では、国保加入者数に乗じる所得基準額が28万5千円から29万円に、2割軽減の判定では52万円から53万5千円に引き上げられまして、軽減措置が拡充される予定でございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、健康保険法施行令の一部改正に伴う変更でございます。出産育児一時金の額を変更するものでございます。先ほどからお話が出てたとおりでございますけれども、出産育児一時金の支給額につきましては、健康保険法施行令の規定に準じて定められておりまして、健康保険法施行令の改正により、現行の40万8千円から48万8千円に8万円引き上げられることに伴い、変更するというものでございます。変更後の額は、令和5年4月1日以降の出産から適用となる予定でございます。改正の概要でございますけれども、厚生労働省の調査によりますと、出産費用は直近10年で毎年平均1.4%程度上昇しておりまして、出産費用は年々上昇している状況となっております。また令和4年度における全国の正常分娩の平均出産費用は約47万3千円ということで、現在の出産育児一時金の額を上回っている状況となっております。このことを受けまして、国の「社会保障審議会医療保険部会」において議論を整理した結果、平均的な標準費用をすべて賄えるようにするといった観点から、令和5年4月から全国一律で48万8千円に引き上げる方針が示されたというものでございます。なお、産科医療補償制度掛金1万2千円を加算した支給額は、現在の42万円から50万円となるものでございます。

報告事項②の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びに意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項②について質疑を終結します。

(議長)

続きまして、次第の6「その他」でございます。会議全体につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ないようですので、これにて本日の案件をすべて終了といたします。皆様のご協力により、滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。これにて議長の座を降ろさせていただきます。

ありがとうございました。